

奈良教育大学教員基礎データ利用規則

平成16年3月16日
制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良教育大学教員データベース管理規則（平成19年奈良教育大学規則第21号）第7条の規定に基づき、教員基礎データの利用に関し必要な事項を定める。

(利用目的)

第2条 教員基礎データは、次の各号に掲げる場合に限り、利用できるものとする。ただし、教員データベース委員会(以下「委員会」という。)が業務遂行上必要があると認めた場合は、この限りでない。

- 一 自己点検・評価を行う場合
- 二 独立行政法人大学評価・学位授与機構等の第三者評価機関による大学評価又は外部評価を受ける場合
- 三 教員の個人評価を行う場合
- 四 教員等の活動状況を把握する場合
- 五 教員等の活動状況に関する情報発信を行う場合

(データの提供)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる場合に限り、教員データベースに集録されている教員基礎データを提供できるものとする。

- 一 教員等の活動状況を本学のホームページに掲載するために提供する場合
- 二 独立行政法人科学技術振興機構が行う研究開発支援総合ディレクトリ（R e a D）に提供する場合
- 三 その他、前条に規定する目的で利用する場合

(データ提供の手続)

第4条 前条第三号により、教員基礎データの提供が必要な場合は、別紙様式1により委員会に依頼するものとする。

2 委員会は、前項により依頼があった場合は、提供の可否について審議を行い、別紙様式2により依頼者に回答するものとする。

(データの利用権限の付与)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる者に教員基礎データを利用できる権限を付与する。

- 一 学長
- 二 理事（常勤に限る。）
- 三 副学長
- 四 教員データベース委員会委員長
- 五 本学の教職員のうち、教員データベース委員会委員長が命じた者

(データ利用者の遵守事項)

第6条 教員基礎データを利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

一 取得した情報は、第2条に掲げる利用目的以外に使用してはならない。

二 取得した情報は、第三者に提供してはならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、教員基礎データの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年3月16日から施行する。

平成 年 月 日

教員データベース委員会委員長 殿

依頼者名（所属・氏名）

奈良教育大学教員基礎データの提供について（依頼）

このたび、下記の理由により教員基礎データを利用したいので、提供方よろしくお願
いたします。

なお、本申請が承認されデータを利用する場合は、下記の利用条件を遵守いたします。

記

提供を必要とする理由

利用責任者

共同利用者
（所属・氏名）

申請者連絡先：メールアドレス
電話番号

奈良教育大学教員基礎データの利用条件

1. データは責任をもって厳重に管理すること。
2. データを申請目的以外に利用しないこと。
3. データの利用を許可された者以外の第三者に再提供若しくは利用、閲覧させないこと。
4. データの利用する必要が終了した時は直ちにデータを消却又は返却を行うこと。

